「各種事務事業の取扱い」

12 福祉·保健·医療分科会 (障害者福祉(2))

長岡市·栃尾市合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
46	020518	重度身体障害者緊急通報システム		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
47	020612	障害者イベントの開催		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
50	020520	人工透析者通院費助成事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮 するものとする。
51	020103	特別児童扶養手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	020104	障害児福祉手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
53	020105	特別障害者手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
54	020106	福祉手当(経過措置)		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
55	020201	更生医療の給付		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
56	020515	移動入浴サービス		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
57	020101	心身障害者扶養共済		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
58	020107	在宅重度重複障害者介護見舞金		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
60	020609	自動車改造助成事業		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
61	020610	自動車運転免許取得費の助成		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
62	020703	公共料金の割引		現行どおり	県・他団体で実施するものであり、調整不要。
63	020517	福祉電話使用料の助成 (電話貸与)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

46

40				<u> データ基準日 半成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	05 介護・日常生活の援助	18 重度身体障害者緊急通報シス	テム
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 ひとり暮らし等の心身障害者(児)の急病や災 害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	1 目的 ひとり暮らし老人及び身体障害者等の急病や災 害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	1 目的 在宅ひとり暮らしの高齢者等に機器を寄付する ことで、日常生活の不安感の解消や急病、災害 等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	
2 対象者 市内に住所を有するひとり暮らし等の65歳未満 の重度身体障害者、重度知的障害者、重度心身 障害児(原則として身体障害者手帳1・2級又 は療育手帳A判定の者)	はこれに準ずると町長が認めたものを抱える高			
3 内容 (1)課税世帯 緊急通報装置を給付 (2)非課税世帯 緊急通報装置を貸与 電話回線が無いとき、市の回線を貸与(福祉電 話)	ことでコントロールセンターが受信、協力員や	3 内容 緊急通報装置を貸与、緊急時に装置を操作する ことでコントロールセンターが受信、協力員や 緊急機関へ通報対応する。	ことでコントロールセンターが受診、協力員や 緊急機関へ通報対応する。	
4 利用料 費用徴収基準により算出した額	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 電話料と装置電気料のみ本人負担 装置の設置料、センター利用料は市が負担	
5 事業費負担 県3/4 市1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県 3/4 町 1/4	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 目的 身体障害者等に対し、緊急通報装置を給付又は 貸与することにより、急病や災害時の緊急時に 迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に 資する。	なし	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図 る。		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整 する。
2 対象者 ひとり暮らしの重度身体障害者等で町長が必要 と認める者		2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びに これに準ずる世帯に属する高齢者		
3 内容 緊急通報装置の貸与に係る費用の助成		3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時 に登録し、設置後、ベンダント型の発信機より 緊急時にはコントロールセンターで受信し協力 員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ 急行する		
4 使用料 月額 4,410円(町で負担) 5 事業費負担 県3/4 町1/4		4 使用料 月額 4,410円(町で負担) 5 事業費負担 県3/4 町1/4		

作成日 平成17年 1月21日

47

4/			<u>-</u>	<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 6 障害者社会参加の促進	12 障害者イベントの開催	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
T T T T T T T T T T		起 崎 町	他が 尾 円 1 目的 在宅障害者の自立と社会参加を促進する。 2 対象者 市内の在宅障害者及び障害児とその家族 3 内容 (1)障害者ふれあい交流事業 (2)障害児ふれあい交流事業 4 事業費負担 市10/10	
一自皿	.1. + + ++	, P m	늘때 민준	知 敢 士 公 安
<u>三</u> 島町	山 古 志 村 なし	小国町 1 目的 町民や福祉関係者が一堂に集い、福祉への理解を深め友好と交流の輪を広げ共に支え合う地域 作りをする。 2 対象者 町内の福祉団体(10団体) 3 内容 小国町福祉のつどい 4 主催 小国町福祉団体協議会 小国町社会福祉協議会 小国町		調整方針案 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

F成日 平成17年 1月21日

50

50				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	05 介護・日常生活の援助	2 0 人工透析者通院費助成事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
なし	なし	1 目的 腎臓機能障害でその更生に必要な人工透析のた め通院を要する者の通院費の一部を助成するこ とにより、経済的負担の軽減及び福祉の向上を 図る。 2 対象者 越路町に住所を有する者で身体障害者手帳の交 付を受けた腎臓機能障害者で人工透析を必要と する者。 ただし、越路町心身障害者交通費(タクシー) 助成を受けている者は対象としない。	1 目的 腎臓機能障害者で、血液透析のため通院する者 の経済負担の軽減を図る。 2 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた腎臓機能障害者 で、機能廃絶のため終生血液透析を必要とする 者。ただし、福祉タクシー利用券申請者は除	
— <u> </u>	+ +	.l. 🗔 🎹	+□ □=	
三 島 町 なし	山 古 志 村 1 目的 腎臓機能障害者で、血液透析のため通院する者 の経費の負担の軽減を図る。 2 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた腎臓機能障害者 で血液透析法を必要とする者。 3 内容 透析に要した通院費(バス代) 4 事業負担 村1/2 利用者1/2	小国町 1 目的 小国町に住所を有する者が、腎臓機能障害及び 難病等により、関連ない。 は、対象者 腎臓機能障害のため身体障害者更生医療の適応している。 2 対象者 腎臓機能障害のため身体障害者更生医療の適応しなければならない者及び難病指定を受けるいるとさい、不の者が一人で通院することが困難ととすることができる。 3 助成額 助成額 助成額 助成額は、通院しなければならない者のもときは、介護者1人限り助成対象者とすることができる。 6 助成額 助成額 助成額 助成額は、通院しなければならない者の自宅から病院までの通院に要する費用額以内で、条助の範囲内の額とする。ただし、分とする。ただし、分とする。とければならない者の自宅から病院は、通院しなければならない者の自宅から病院は、通院しなければならない者の自宅から病院は、通院しなければならない者の自宅から病院は、通院しなければならない者の自宅から病院は、通際しなければならない者の自宅から病院は、単価(バス代)		調整方針案 当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとする。

平成17年 1月21日

51			<u>データ基準日 平成16年 4月 1</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業
12 福祉・保健・医療	02 障害者福祉	0 1 年金手当	0 3 特別児童扶養手当
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
1 目的 精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当 を支給し、もって精神又は身体に障害を有する児童の福祉の 増進を図る。		1 目的 同左	1 目的 同左
2 対象者 精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満 の児童を監護する父母又は養育者		2 対象者 同左	2 対象者 同左
3 支給制限 (1)児童が児童福祉施設に入所しているとき (2)児童が障害を支給事由とする公的年金を受けていると き	3 支給制限 同左 :	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左
(3)父母、養育者の住所が国内にないとき (4)請求者、扶養義務者の所得が基準額を超えるとき			
《所得基準額》 単位:万円 扶養親族数 0人 1人 2人 3人 本人 459.6 497.6 535.6 573.6 扶養義務 628.7 653.6 674.9 696.2	-		
4人 5人 6人以上 611.6 649.6 1人につき38万円加算 717.5 738.8 1人につき21.3万円加算 4 手当額	4 手当額 同左	4 手当額 同左	4 手当額 同左
障害化 1 級(重度) 2級(中度) 月額 期支払額 月額 期支払額 1人 50,900円 203,600円 33,900円 135,600円 2人 101,800円 407,200円 67,800円 271,200円			
3人 152,700円 610,800円 101,700円 406,800円 5 事業費負担 国 1 0 / 1 0	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左	5 事業體負担 同左
三島町	山古志村	小 国 町	課 題 調整方針案
1 目的 同上	1 目的 同左	1 目的 同左	国の制度であり、調整不要。
2 対象者 同上	2 対象者 同左	2 対象者 同左	
3 支給制限 同上	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	
A 千以額 同上	/ 千山鎮 同士	A 手以額 同七	
4 手当額 同上	4 手当額 同左	4 手当額 同左	
5 事業費負担 同上	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左	

F成日 平成17年 1月21日

52

52				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 4 障害児福祉手当	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 20歳未満の在宅重度障害児について、手当を支 給することにより、重度の障害による負担の軽 減を図る。	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左	
2 対象者 20歳未満であって、精神又は身体に政令で定め る程度の障害があり、日常生活において常時介 護を必要とする児童	2 対象者 同左	2 対象者 同左	2 対象者 同左	
3 支給制限 (1)障害を支給事由とする公的給付を受けている場合 (2)児童福祉法に規定する肢体不自由児施設 その他これに類する施設で厚生省令に定めるものに収容されている場合 (3)本人又は扶養義務者等の所得が基準額を超える場合		3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	
4 手当額 月額14,430円	4 手当額 同左	4 手当額 同左	4 手当額 同左	
5 事業費負担 国3/4 市1/4	5 事業費負担 国3/4 県1/4	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 国3/4 市1/4	
三島町	山古志村	小 国 町	課題	調整方針案
1 目的 同上	1 目的 同左	1 目的 同左		国の制度であり、調整不要。
2 対象者 同上	2 対象者 同左	2 対象者 同左		
3 支給制限 同上	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左		
4 手当額 同上 5 事業費負担 国3/4 県1/4	4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	4 手当額 同左5 事業費負担 同左		

作成日 平成17年 1月21日

53

53			2	<u> データ基準日 半成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
12 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 5 特別障害者手当	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 20歳以上の在宅重度障害者に手当を支給し、重 度の障害による経済的、精神的負担の軽減を図 る。		1 目的 同左	1 目的 同左	
2 対象者 20歳以上で、精神又は身体に政令で定める程度 の障害があるため、日常生活において常時特別 な介護を必要とする者		2 対象者 同左	2 対象者 同左	
3 支給制限 (1)身体障害者福祉法に規定する身体障害者 療護施設、その他これに類する施設で、厚生省 令で定めるものに収容されている場合 (2)病院等に継続して3ヶ月以上入院してい る場合 (3)本人、配偶者、扶養義務者の所得が基準		3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	
額を超える場合 4 手当額 月額 26,520円	4 手当額 同左	4 手当額 同左	4 手当額 同左	
5 事業費負担 国3/4 市1/4	5 事業費負担 国3/4 県1/4	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 国3/4 市1/4	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
1 目的 同上	1 目的 同左	1 目的 同左		国の制度であり、調整不要。
2 対象者 同上	2 対象者 同左	2 対象者 同左		
3 支給制限 同上	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左		
4 手当額 同上	4 手当額 同左	4 手当額 同左		
5 事業費負担 国3/4 県1/4	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左		
J 宇来貝只江 凹 3 / 4	J 李朱昊只拦 凹红	3		

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

54

54			<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 6 福祉手当(経過措置)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
1 目的 在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえ に生ずる特別の負担の一助として支給する。 2 対象者 特別障害者手当創設に伴い、従来の福祉手当の 受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に 該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない 者	1 目的 同左2 対象者 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左
3 支給制限 (1)身体障害者福祉法に規定する身体障害者 療護施設、その他これに類する施設で、厚生省 令で定めるものに収容されているとき (2)障害を支給事由とする公的年金等を受給 している場合 (3)本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得 が基準額を起えている場合	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左
4 手当額 月額14,480円	4 手当額 同左	4 手当額 同左	4 手当額 同左
	5 事業費負担 国3/4 県1/4	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 国 3 / 4 市 1 / 4
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題調整方針案
1 目的 同上	1 目的 同左 	1 目的 同左	国の制度であり、調整不要。
2 対象者 同上	2 対象者 同左	2 対象者 同左	
3 支給制限 同上	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	
4 手当額 同上	4 手当額 同左	4 手当額 同左	
5 事業費負担 国3/4 県1/4	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左	

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

55

55			j	<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中 項 目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	02 医療費の助成・給付	0 1 更生医療の給付	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 身体障害者の障害除去または軽減することで日 常生活を容易にし、職業能力等の増進を図る。	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左	
2 対象者 18歳以上の身体障害者で、新潟県中央身体障害 者更生相談所において、医療の給付が必要と判 定された者	2 対象者 同左	2 対象者 同左	2 対象者 同左	
3 医療の種類 (1)眼科・耳鼻咽喉・口腔・整形外科 (2)形成外科・中枢神経・脳神経外科 (3)心臓脈管外科・じん臓・じん移植 (4)歯科矯正・小腸・免疫不全ヒトウイルス	3 医療の種類 同左	3 医療の種類 同左	3 医療の種類 同左	
4 給付内容 (1)診察・薬剤又は治療材料の支給 (2)医学的処置、手術及びその他の治療並び に施術 (3)居宅における療養上の管理及びその療養	4 給付内容 同左	4 給付内容 同左	4 給付内容 同左	
に伴う世話及び看護 (4)病院又は診療所への入院及びその療養に 伴う世話その他の看護 (5)移送				
などで、保険医療でかかった医療費の自己負担分5 自己負担 費用徴収基準による。6 事業費負担 国1/2 市1/2	5 自己負担 同左 6 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4	5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左	5 自己負担 同左 6 事業費負担 国1/2 市1/2	
三 島 町	山古志村	小 国 町	課題	調整方針案
1 目的 同上	1 目的 同左	1 目的 同左		国の制度であり、調整不要。
2 対象者 同上	2 対象者 同左	2 対象者 同左		
3 医療の種類 同上	3 医療の種類 同左	3 医療の種類 同左		
4 給付內容 同上	4 給付內容 同左	4 給付内容 同左		
5 自己負担 同上 6 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4	5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左	5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左		

<u>成日 平成17年 1月21日</u>

56

56				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 5 介護・日常生活の援助	15 移動入浴サービス	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
1 目的 重度身体障害者の清潔の保持、心身のリフレッシュ等を図るため、家庭において入浴が音のサービスを行う。 2 対象者 市内に住所を有し、身体に障害があるため、家庭において入浴が困難な者で次のすべてに該当する者 (1)65歳未満の重度の身体障害者で、移動入浴サービスを受け入れる必要のある者 (2)医師から入浴を許可されている者 (3)家族等の介助が得られる者 3 内容 変度を訪問し、専門職による入浴サービスを行う(週1回)4 利用料 利用者負担金 1回 600円 5 事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4	なし	 なし	が	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
1 目的 重度身体障害者の清潔の保持、心身のリフレッシュ等を図るため、家庭において移動入浴の過回による入浴等のサービスを行う。 2 対象者 町内に住所を有し、身体に障害があるため、家庭において入浴が困難な者で次のすべてに該当まる者 (1)65歳未満の重度の身体障害者で、移動入浴サービスを受け入れる可されている者 (2)医師から入浴を許可されている者 (3)家族等の介助が得られる者 3 内容 巡回車が家庭を訪問し、専門職による入浴サービスを受け入りでします。 地回車が家庭を訪問し、専門職による入浴サービスを可入り側間の 4 利用料 支援費制度の利用負担額基準による 5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4		なし		国の制度であり、調整不要

作成日 平成17年 1月21日

57

57				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 1 心身障害者扶養共済	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
1 目的 心身障害者の保護者が死亡又は重度障害となったとき、残され た障害者へ終身一定額の年金を支給し、保護者の不安軽減と、 障害者の生活の安定や福祉の増進を図る。		同左	同左	
2 加入資格 (障害者1人につき加入者1名) (1)次の要件に該当する障害者の保護者 県内に住所を有すること 65歳未満であること 特別の疾病又は障害を有しないこと (2)障害者の要件 知的障害者 身体障害1~3級程度				
精神病、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症 等 3 掛金 加入時の保護者年齢による 1口あたり(月額) 35歳未満 3,500円	-			
35歳以上40歳未満				
55歳以上60歳未満 10,800円 ・住民税均等割課税世帯 60歳以上65歳未満 13,300円 3割 *65歳以上に達し、かつ20年以上継続して納付の場合免除 4 内容	-			
4 PYE (1)1口 月額2万円 2口 月額4万円 (2)甲慰金(加入期間により異なる) (3)脱退一時金(加入期間により異なる)				
三島町	山 古 志 村	小国町	課題	調整方針案
一 四 ** J	同左	同左	四小 龙笠	県の制度であり、調整不要。

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

58

58			<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 7 在宅重度重複障害者介護見舞金
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
1 目的	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左
施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者を常時介護している保護者に対し、介護見			
舞金を支給することにより、保護者の経済的負			
担を軽減するとともに、障害者の福祉向上に資 するもの			
2 対象者 施設に入所することが困難な在宅重度重複障害	2 対象者 同左	2 対象者 同左	2 対象者 同左
者を常時介護している保護者 (1)対象となる障害者			
(次のすべてを満たす者)			
■ 療育手帳A所持者■ 身体障害者手帳1級の交付をうけ次の障害が			
重複している者 視覚(1・2級)聴覚(2級)			
肢体(2級)内部(1級) 3 支給制限	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左	3 支給制限 同左
障害者が施設入所した場合(通所施設を除			
【く) □ 障害者が県外へ住所を移転した場合			
障害者、配偶者、扶養義務者の前年の所得が 基準額を超える場合(その年の8月から翌年7			
月まで支給停止)			
	4 工业施 曰士	4 工业品 日十	4 工业施 日十
4 手当額 月額 20,000円 5 事業費負担 県10/10	4 手当額 同左5 事業費負担 同左	4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	4 手当額 同左 5 事業費負担 同左
4 手当額 月額 20,000円	4 手当額 同左 5 事業費負担 同左 山 古 志 村		4 手当額 同左 5 事業費負担 同左 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 月額 20,000円 5 事業費負担 県10/10	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左	5 事業費負担 同左
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案
4 手当額 戶額 20,000円 5 事業費負担 県10/10 三 島 町	5 事業費負担 同左 山 古 志 村	5 事業費負担 同左 // 国 町	5 事業費負担 同左 調整方針案 課題 調整方針案

F成日 平成17年 1月21日

60

60				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	02 障害者福祉	0 6 障害者社会参加の促進	09 自動車改造助成事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 身体障害者の社会参加の促進を図るため、身体障害者	同左	同左	1 目的 同左 2 対象者 (1)本人運転の場合で次のすべての要件に該当する者 上肢・下肢・体幹機能障害者で1・2級の者又は、運転免許証に改造の要件が記載されている者 改造により就労等の社会参加が見込まれる者 特別障害者手当の所得制限を超えない者 (2)介護者運転の場合で次の全ての要件に該当する者 身体障害者手帳1・2級を所持し、自ら運転できない車椅子利用者 、については本人運転と同じ 3 内容 (1)本人運転…ハンドル、ブレーキ、アクセル等の 改造に必要な費用(10万円以内) (2)介護者運転・パンドル、ブレーキ、アクセル等の 改造に必要な費用(10万円以内) (2)介護者運転・発乗装置を備えた自動車の本体価格と同種の標準型車両本体価格との登額を助成(限度額・所得税非課税世帯40万円、課稅世帯30万円) 4 事業費負担 (1)本人運転 県2/3 市1/3 (2)介護者運転 県2/3 市1/3	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
立 より	なし	同上		県の制度であり、調整不要。

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

61

61			<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 6 障害者社会参加の促進	10 自動車運転免許取得費の助成
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
1 目的 身体障害者に対し、自動車免許の取得費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進する	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左
2 対象者 市内に住所を有する者で次の各号のすべてに該 当する者 (1)身体障害者手帳1~4級 (2)自動車運転免許の取得により社会参加が 見込まれる者		2 対象者 同左	2 対象者 同左
3 内容 自動車運転免許の取得に直接要した費用の2/ 3に相当する額を助成(助成限度額 100,000 円)	3 内容 同左	3 内容 同左	3 内容 同左
4 事業費負担 県2/3 市1/3	4 事業費負担 県10/10	4 事業費負担 県10/10	4 事業費負担 県10/10
三島町	山古志村	小 国 町	課題調整方針案
なし	なし	1 目的 同上2 対象者 同上	県の制度であり、調整不要。
		3 内容 同上 4 事業費負担 県10/10	

F成日 平成17年 1月21日

62

62				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 7 その他の施策	03 公共料金の割引	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 目的 障害者の社会参加を促進するとともに生活の質 の向上を図る。 2 対象者 心身障害児・者		同左	同左	
3 内容 (1)有料道路通行料金の割引(50%) (2)NHK放送受信料の割引 (50~100%) 4 事業費負担				
4				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
同上	同左	同左		県・他団体で実施するものであり、調整不要。

F成日 平成17年 1月21日

63

63								<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目		小 項 目			各種事務事業		
12 福祉・保健・医療	02 障害者福祉		05 介護・日常生活の援助		活の援助	17 福祉電話使用料の助成(電話貸与)		
長岡市	中	之 島	町	越	路	町	栃尾市	
1 目的 在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を 給付することにより、日常生活の便宜を図り、 その福祉の増進に資する	なし		-	なし			1 目的 在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を 給付することにより、日常生活の便宜を図り、 その福祉の増進に資する	
2 対象者 重度心身障害児・者のうち、緊急通報装置の貸 与要件に該当しており、かつ、電話が設置され ていない世帯のもの							2 対象者 難聴者又は外出困難な身体障害者(原則 2 級以 上)であって、緊急連絡等に必要性があると認 められる者	
3 内容 電話(回線及び電話機)を貸与。電話設置に要 する費用、回線使用料、屋内配線使用料及び毎 月の通話料のうち30度数分を市で負担。							3 内容電話の貸与に対する補助(使用料は個人負担)費用徴収基準表による負担あり4 事業費負担	
4 事業費負担 新設加入料、電話機購入費のみ 県1/2 市1/2							県1/2 市1/2	
三島町	山	古 志	村	小	玉	町	課題	調整方針案
なし	なし			なし			制度の異なる点について、調整する必要があ	長岡市の制度に統一する。
							ర ి	(長岡地域合併協議会:現行どおりとする。)